

軽井沢町緑の基本計画の改定について





緑の基本計画とは

都市緑地法第4条第1項の規定に基づき定められた「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」

地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ創意工夫のもとに策定されるもので、その内容は各市町村の自主性に委ねられるもの

おおむね定める事項

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
- 五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項
- 六 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する次に掲げる事項
- 七 生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 八 重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項（保全配慮地区）
- 九 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 十 重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項（緑化重点地区）

定めることが望ましい

地域の实情に応じて定める



緑地とは

- 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているもの。（都市緑地法第3条）
- 都市のオープンスペースとして、良好な都市環境の保全、防災、自然豊かなレクリエーションの場、良好な都市景観の形成などグリーンインフラとして様々な機能を有しており、都市の住民が健康で文化的な生活をする上で不可欠な基盤

計画の対象とする緑

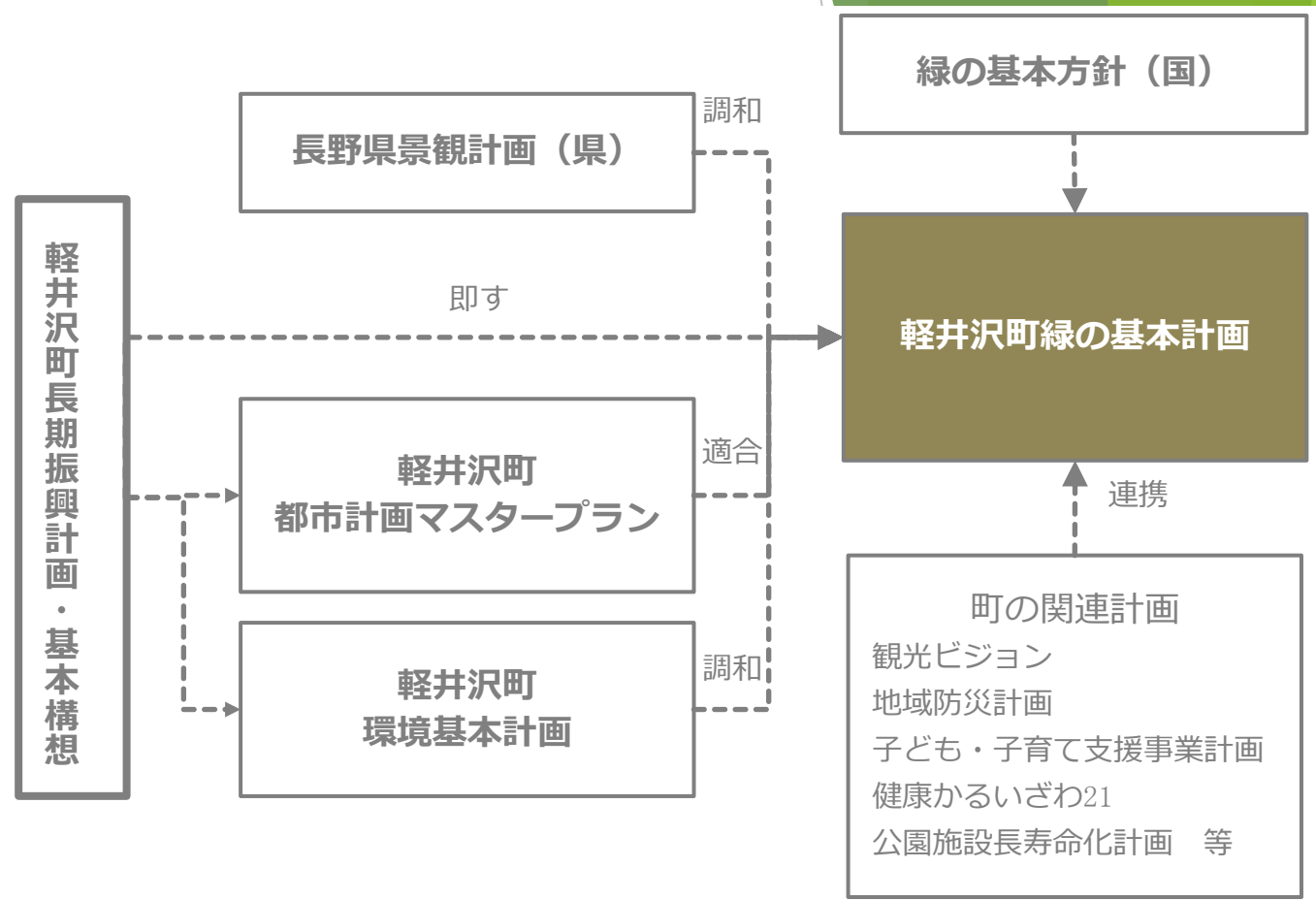
山麓、公共施設、住宅地の樹木や草花、農地の作物などの植物の緑と、都市公園、児童遊園、河川、農地、民間の公開空地などの緑地・オープンスペースを対象とします。



計画の位置づけと計画期間

計画の位置づけ

国の都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）に基づき「軽井沢町環境基本計画」、「長野県景観計画」との調和を保ち「軽井沢町長期振興計画・基本構想」に即し「軽井沢町都市計画マスタープラン」に適合するものとしします。



計画期間

目標年次は、「軽井沢町都市計画マスタープラン」の目標年次に合わせ、概ね20年後の令和25年（2043）とします。

計画名	R9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
緑の基本計画	概ね 20 年間																			
長期振興構想						~令和 14 年度 (第 6 次)		次期構想												
都市計画マスタープラン	概ね 20 年間 (令和 5 年~令和 25 年)																			



「緑」に関するアンケート調査結果

本計画の改定にあたり、緑の現状や今後の確保等について住民等の意向を把握するため、アンケート調査を実施しました（令和7年9月～10月）

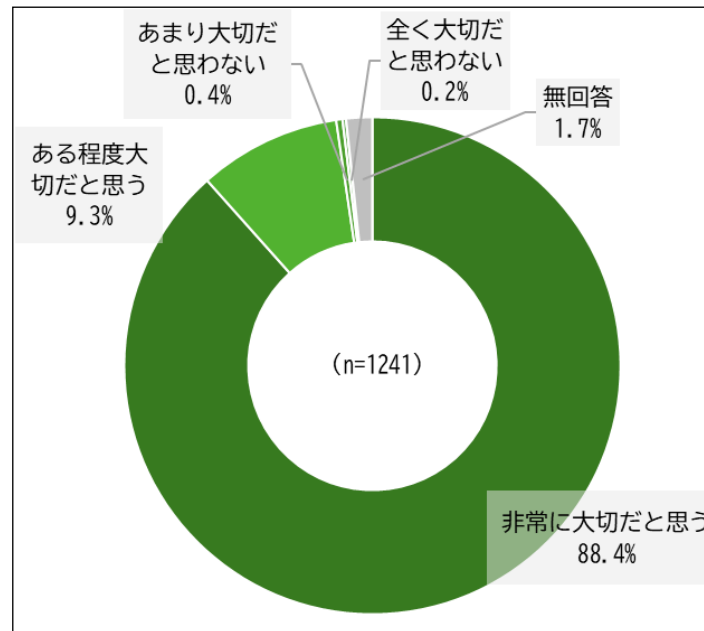
	住民・別荘居住者アンケート	事業者アンケート	中学生アンケート
調査対象	・町内在住の16歳以上の方1,500人 ・町内の別荘所有者1,000人	町内に所在する事業者300社	町内に所在する事業者300社
調査方式	郵送による配布、調査票への記入（郵送による回収）又はオンライン回答		
有効回収数（率）	1,241票（49.6%）	109票（36.3%）	68票（37.8%）

<町の緑について>

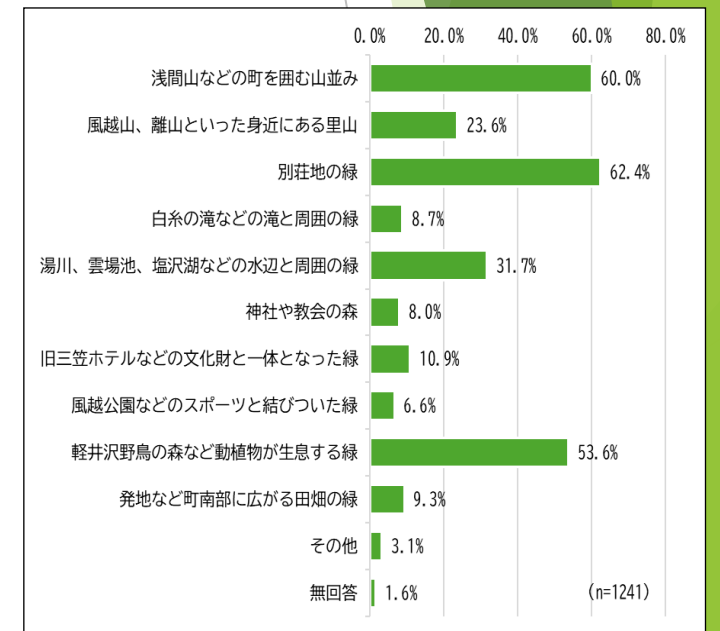
- 樹住民・別荘居住者の97.7%は、町の緑を大切に感じています。町の緑の満足度は、満足層80.1%・不満足層18.0%となっています。
- 事業者の100%が町の緑を大切に感じしており、町の緑の満足層は71.6%となっています。

<軽井沢らしい緑について>

- 住民・別荘居住者が軽井沢町らしいと思う緑は、「別荘地の緑（62.4%）」、「浅間山などの町を囲む山並み（60.0%）」、「軽井沢野鳥の森など動植物が生息する緑（53.6%）」、「湯川・雲場池・塩沢湖などの水辺と周囲の緑（31.7%）」が上位です。
- 中学生が軽井沢町らしいと思う緑は、「浅間山などの町を囲む山並み（64.7%）」、「軽井沢野鳥の森など動植物が生息する緑（33.8%）」、「別荘地の緑（32.4%）」が上位です。



あなたは軽井沢町内の緑（森林、公園、街路樹、庭木、田畑など）を大切に感じますか。
【住民・別荘居住者アンケート：問3】



あなたが軽井沢町らしいと思う「緑」をおしえてください。
【住民・別荘居住者アンケート：問5】



計画の全体構成素案

※破線枠内（目標・方針・施策等）は令和8年度に検討

国県の動向

- ・都市の緑の量・質の確保
- ・グリーンインフラの積極的な推進
- ・民間事業者等の多様な主体の参画 等

町の都市づくりの課題

- ①人口減少や少子高齢化社会に対応
- ②自然環境の保全
- ③美しい自然環境や景観の維持・保全
- ④既存商店街の衰退・空洞化への対応
- ⑤別荘地の適正管理による維持・保全
- ⑥効率的な道路ネットワークの構築
- ⑦道路混雑への対応や環境に配慮
- ⑧自然災害リスクの軽減

- ・別荘地の緑、浅間山などの山並み、軽井沢野鳥の森は、軽井沢らしい緑として広く認識されている。
- ・住民の緑への満足度は高く、民間事業者も緑による経済効果を実感。
- ・公園に行かない人が多いが、公園でのイベント参加や飲食等への関心は高い。
- ・山・森を守る活動への関心は高いが、参加の自由度、情報のわかりやすさ、経済的支援等が求められている。

①緑豊かで美しい自然と別荘地景観の継承

- ・浅間山麓の自然環境、住宅地・別荘地の樹林の保全・管理等により、品格ある景観、快適な生活環境の維持・形成が求められます。

②緑のネットワークによる快適な生活空間の形成

- ・誰もが緑の恩恵を享受でき、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう、庭の緑、河川、道路、公園をつなぎ、町全体が一つの公園のような空間を創出する必要があります。

③多様な活動とにぎわいを生む緑の拠点の充実

- ・行きたくなる目的地として都市公園の魅力高める必要があります。
- ・緑による歩きたくなる空間、にぎわいの創出の必要があります。
- ・緑に触れる機会を充実し、住民・事業者の活動・交流を促進する必要があります。

④安全・強靱なまちづくりの推進

- ・雨水貯留浸透機能、避難活動を支える機能など、緑の防災機能を戦略的に活用し、災害に強い、安全・強靱なまちづくりを推進する必要があります。

計画の基本方針

緑の基本理念



緑の配置の基本方針



グリーンインフラを推進するための視点

緑の将来像

緑地の保全及び緑化の目標

緑地の保全及び緑化の推進のための施策



今後の予定

	R8/ 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R9/ 1月	2月	3月
計画作成	計画素案							計画案	計画決定				
パブリックコメント								30日間					
庁内検討委員会			第1回			第2回			第3回				
都市計画審議会							第1回			第2回			